

自転車安全利用五則を守りましょう。



1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。
そのため、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。

＜自転車に乗って歩道を通行できる場合＞

- 「自転車歩道通行可」の標識がある時
- 13歳未満の子供、70歳以上の人、身体の不自由な人が乗る時
- 車道を走るのが危険な時
(例) 道路が工事中の時、車が邪魔で通れない時など

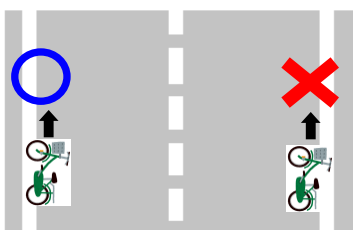


「普通自転車歩道通行可」の標識



2. 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



3. 歩道は歩く人が優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに止まれる速さで、歩く人の邪魔になる時は一度止まらなければなりません。

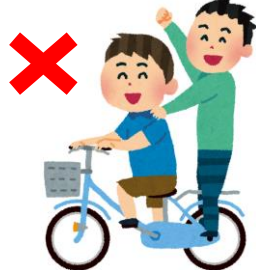


4. 安全ルールを守る

●飲酒運転は禁止

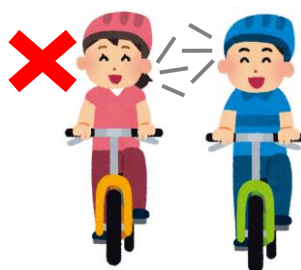


●二人乗りは禁止



●信号を守る

●並進は禁止



●交差点での一時停止と安全確認

●夜間はライトを点灯



5. 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



知ってる？守ってる？ 自転車の交通ルールとマナー



傘さし・携帯電話・イヤホン等の禁止

●傘さし運転は禁止



●携帯電話などの使用は禁止



●大音量でのヘッドホン等の使用は禁止



自転車運転中に危険なルール違反をくり返すと、自転車運転者講習を受けることとなります。(平成27年6月～)

講習の対象となる危険行為とは、

●信号無視



●一時不停止



●酒酔い運転



●ブレーキ不良自転車運転



など

対人傷害等保険に加入しましょう！

事故で相手を死傷させてしまえば、被害者の受けた損害を賠償しなければなりません。賠償金が高額になることもありますので、万が一の事故に備えて、保険には確実に加入しておくようにしましょう。

また、自転車安全整備店で点検・整備された自転車に貼られる、傷害及び賠償責任保険のついた「TSマーク」という制度もあります。 ※保険の有効期間は点検日より1年間



自転車は便利な乗り物ですが、乗り方を間違えると、衝突や接触、転倒などによって、他人を傷つける恐れがあります。交通ルールとマナーを守り、安全利用を心がけましょう。

